

中東地域における軍事行動の終結及び
ホルムズ海峡の航行安全の確保を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、中東地域における軍事行動の終結及びホルムズ海峡の航行安全の確保を求める意見書を次のとおり提出する。

令和8年4月28日 提出

沼津市議会議員

川 口 慶	高 橋 秀 子
大 川 敬太郎	堤 飛 鳥
佐 藤 健一郎	大 草 満
浅 田 美重子	村 木 豊
小 泉 宣 子	平 野 謙
尾 藤 正 弘	久保田 吉 光
佐 野 博 一	井 原 三千雄
小 澤 隆	加 藤 元 章
山 下 富美子	片 岡 章 一
長 田 吉 信	深 田 昇
渡 部 一二実	加 藤 明 子
渡 邊 博 夫	高 橋 達 也
植 松 恭 一	浅 原 和 美

中東地域における軍事行動の終結及び
ホルムズ海峡の航行安全の確保を求める意見書

2月28日に始まったアメリカ、イスラエルとイランとの軍事衝突は、当該地域の軍事施設だけでなく、民間施設にも被害が及び、双方多数の市民が犠牲となっている。連鎖的な武力行使は中東全体の緊張を高め、罪のない多くの人々を危険にさらしている。

国連及び国際社会からは、敵対行為の即時停止と平和的解決を求める声が上がっており、米国とイランとの間で停戦に向けた交渉も模索されているが、現時点では平和的解決の見通しは立っていない。また、我が国のエネルギー安全保障に深刻な影響を及ぼすおそれのあるホルムズ海峡の安全な航行は、未だ十分に確保されておらず、我が国だけでなく世界経済全体に重大な影響が生じつつある。

イランの核開発を巡る問題については国際社会として深刻に受け止める必要がある一方で、いかなる理由があろうとも、武力による解決はさらなる悲劇を生み、真の安定にはつながらない。本市は「核兵器廃絶平和都市宣言」に基づき、世界の恒久平和の実現を目指す立場を明確にしており、民間人を巻き込む武力行使が繰り返される現状を強く憂慮するものである。

よって、沼津市議会は日本政府に対し、次の事項を強く求める。

記

- 1 米国、イスラエル及びイランに対して、中東地域における軍事行動の終結と、事態の平和的解決に向けた交渉を速やかに進めるよう働きかけること。
- 2 ホルムズ海峡の封鎖による我が国のエネルギー供給並びに世界経済全体への影響を踏まえ、国際社会と協調しつつ、外交的手段により、航行の自由と海上交通の安全を速やかに確保すること。
- 3 中東地域の緊張緩和に向け、全ての関係国との対話を重視し、日本国憲法と国連憲章の原則に基づいた平和外交を積極的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年4月28日

沼津市議会